

神崎市 子ども・若者計画

令和8年度～令和11年度

令和8年3月

神崎市

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付けと性格…………… 1
- 3 計画の期間…………… 2
- 4 計画の対象…………… 3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

- 1 神埼市の動向・現状…………… 4
- 2 神埼市の児童の状況…………… 7
- 3 支援が必要な人の状況…………… 9

第3章 基本的な考え方

- 1 目指すべき姿及び基本方針…………… 10
- 2 計画の体系…………… 11

第4章 計画内容

- 基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と活躍に向けた支援…………… 12
 - (1) 基本的な生活習慣の形成…………… 13
 - (2) 確かな学力と豊かな人間性の育成…………… 14
 - (3) 社会貢献・社会参画の促進…………… 14
 - (4) 職業的自立の支援…………… 15

- 基本方針2 子ども・若者の健やかな成長と活躍を社会全体で支えるための環境整備…………… 15

- (1) 家庭環境への支援…………… 16
- (2) 家庭・地域・学校の連携…………… 16
- (3) 子ども・若者の育成環境の整備…………… 17

- 基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援…………… 18

- (1) いじめ・不登校対策…………… 19
- (2) 障がいのある子ども・若者への支援…………… 19
- (3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策…………… 19
- (4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援…………… 20
- (5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援…………… 20

第5章 推進体制等の整備	22
1 市と家庭・学校・地域等との連携推進	22
2 関係機関等との連携強化	22
3 推進体制・計画の進行管理	22

資料編

1 こども・若者の生活に関するアンケート調査.....	23
2 神崎市子ども・子育て会議条例.....	28
3 神崎市子ども・子育て会議委員名簿.....	30

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、令和4年6月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立しました。

令和5年4月には、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として「こども家庭庁」が発足し、同年12月には「こども大綱」が策定され、令和6年5月には、こども大綱に基づき、少子化対策や社会的養護、保育、貧困などこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン「こどもまんなか実行計画2024」が発表されました。

また、佐賀県においても「こども施策に関する方針」を令和6年12月に策定され、具体的なこども施策を示す「こども施策実行計画」を令和7年3月に策定されたことで、2つの計画をまとめて「佐賀県こども計画」を策定されています。

こうした中、神埼市においても、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、本市における子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため「神埼市子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけと性格

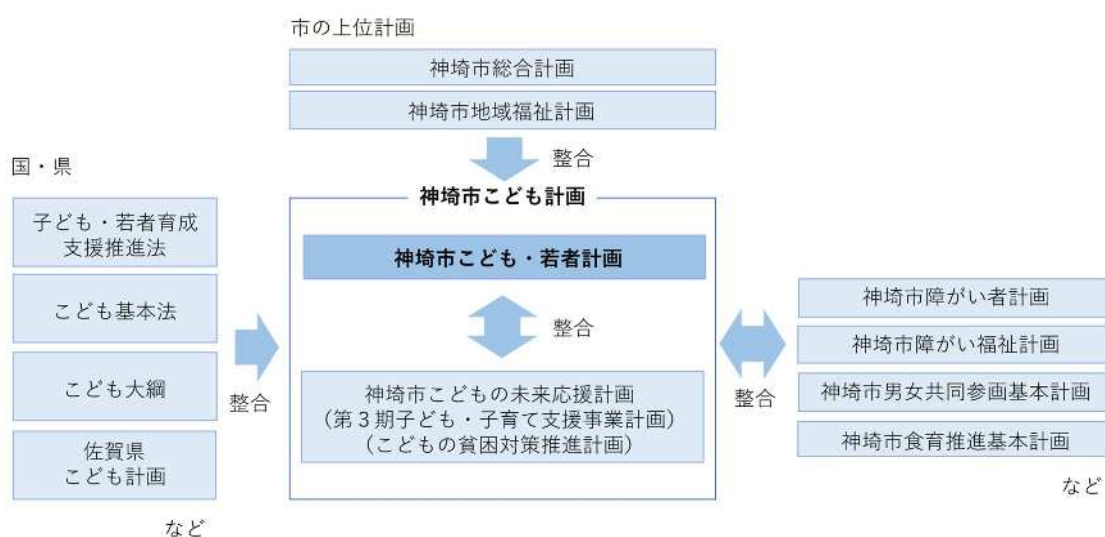
本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

子ども・若者育成支援推進法 第9条（抜粋）

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

※ 令和5年12月22日から、子ども・若者育成支援推進大綱はこども大綱に包含されました。

また、本計画は、「神崎市総合計画」及び福祉部門の上位計画である「神崎市地域福祉計画」との整合を図り、「神崎市障がい者計画」「神崎市障がい福祉計画」「神崎市男女共同参画基本計画」「神崎市食育推進基本計画」等の各分野別計画とも整合を図り策定します。特に令和7年3月に策定した「神崎市こどもの未来応援計画」と、本計画の策定により、それぞれのライフステージで切れ目のない支援を行えるように相互に整合を図りながら、両計画を合わせて「神崎市こども計画」と位置付けて運用していくものです。

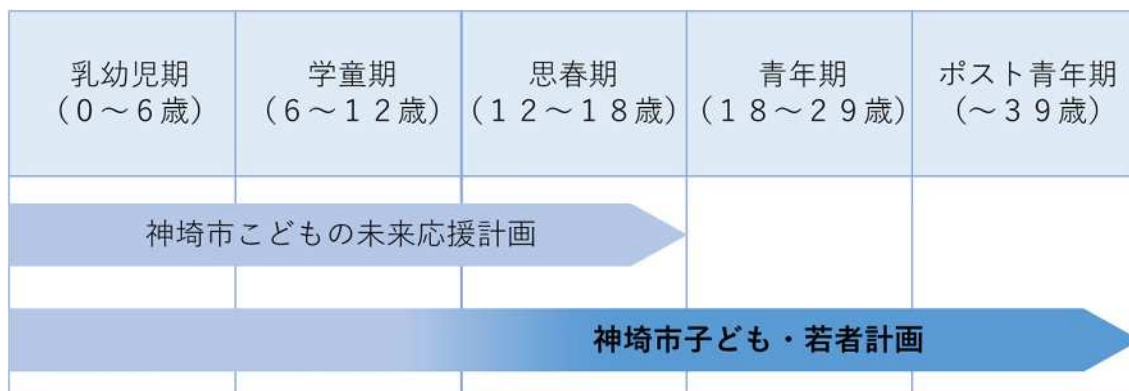


3 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間を計画期間としています。なお、新たな課題や環境の変化、国の動向等に対応できるように、柔軟性をもって計画を推進します。

4 計画の対象

計画の対象者は、「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、「神崎市こどもの未来応援計画」との役割分担を行い、乳幼児期から学童期の育ちを踏まえた上で、特に思春期から、青年期・ポスト青年期までの子ども・若者を対象とします。



【こども基本法・こども大綱での「こども」・「若者」の定義】

<こども基本法 第2条>

この法律において、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。

<こども大綱>

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。*

*「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

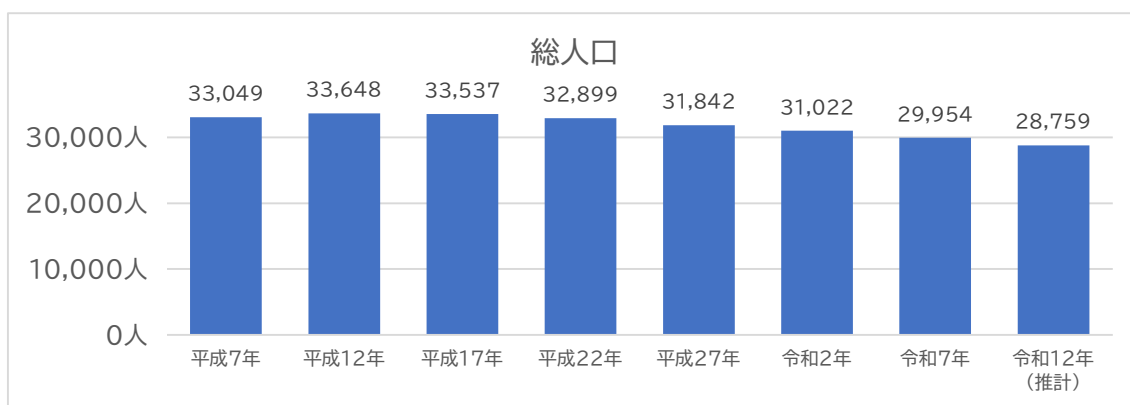
第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1 神埼市の動向・現状

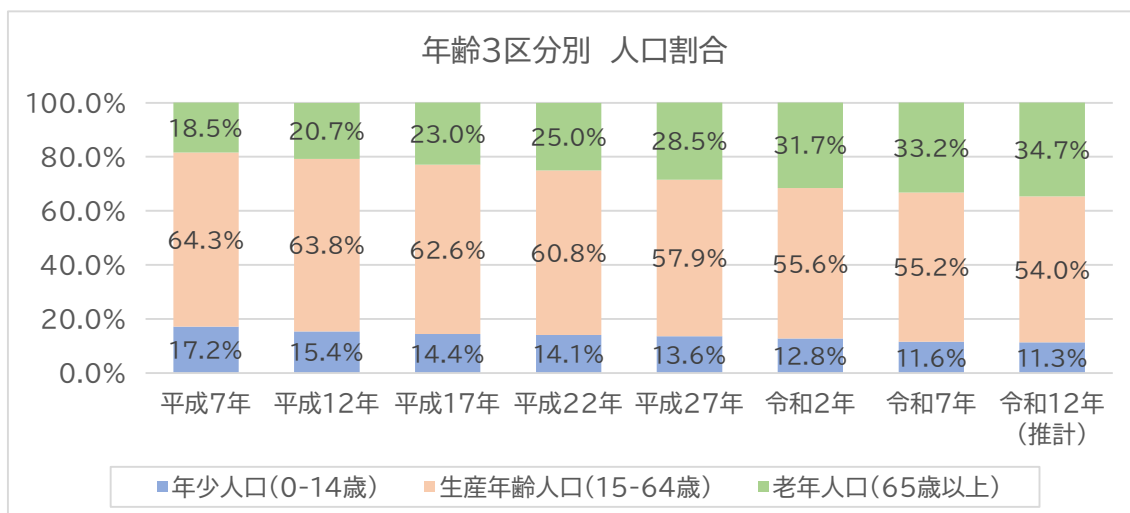
(1) 総人口・年齢3区分別人口割合

神埼市の人口は、平成7年の33,049人から平成12年の33,648人までは増加傾向で推移しており、その後、減少傾向に転じ、令和7年には29,954人となっています。

年齢3区分別人口割合をみると、14歳までの年少人口、15～64歳までの生産年齢人口の割合は年々減少していますが、65歳以上の老年人口は、年々増加しており、令和7年では33.2%と、3人に1人近くが高齢者となっており、少子高齢化が進行しています。また、人口ビジョンによる将来推計でも、令和12年の人口はさらに減少し、更なる少子高齢化が進行すると予測されています。



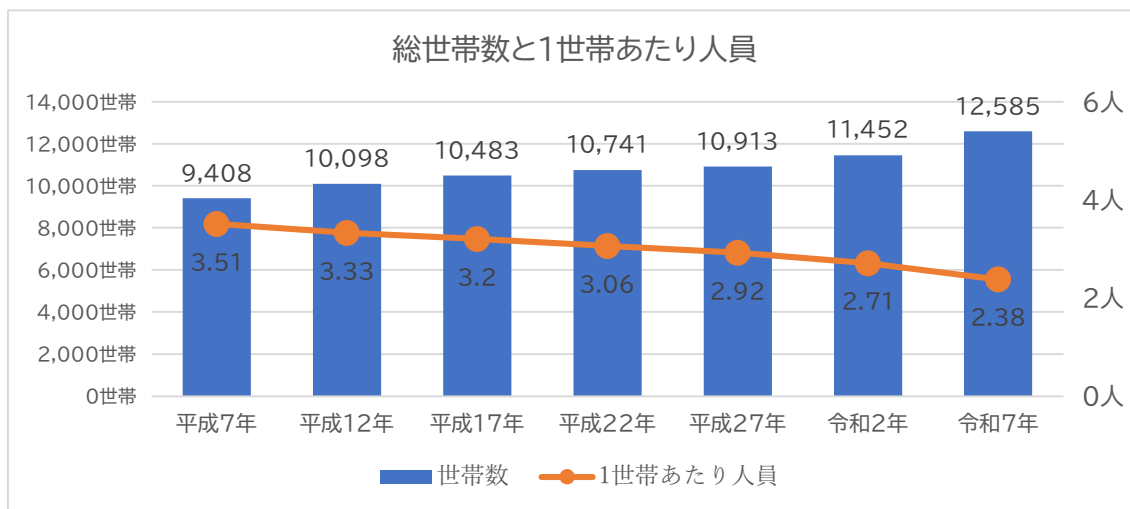
資料：国勢調査(平成7年～令和2年)
神埼市(令和7年8月31日現在)
人口ビジョン(令和12年 将来推計)



資料：国勢調査(平成7年～令和2年)
神埼市(令和7年8月31日現在)
人口ビジョン(令和12年 将来推計)

(2) 世帯数・1世帯あたり人員

神埼市の総世帯数は、平成7年の9,408世帯から令和7年の12,585世帯と、年々増加傾向で推移しています。一方、1世帯あたり人員は、平成7年の3.51人から令和7年の2.38人と年々減少しており、核家族化が進行していることが伺えます。



資料：国勢調査（平成7年～令和2年）
神埼市（令和7年8月31日現在）

(3) 世帯構成

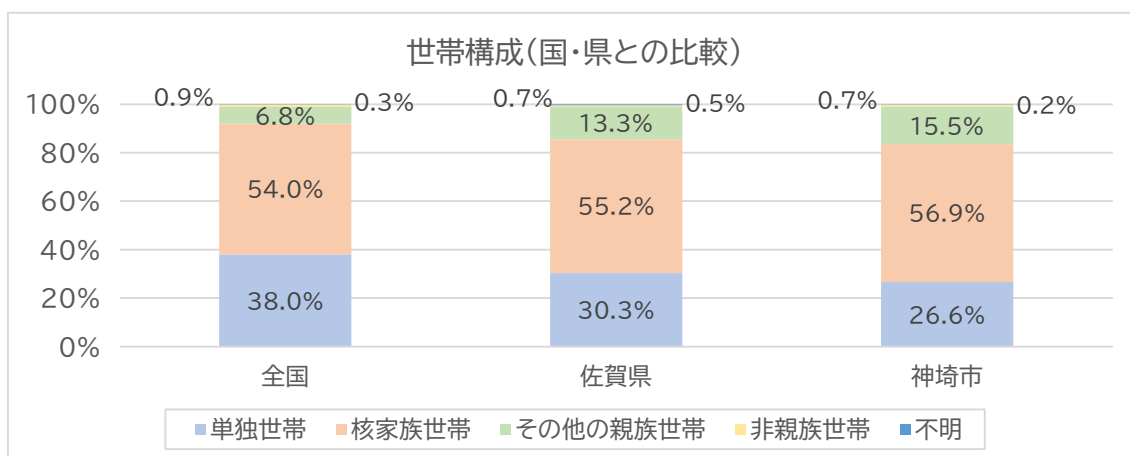
神埼市の家族構成を国や県と比較すると、単独世帯の割合が低く、その他の親族世帯の割合が高くなっています。

世帯構成(国・県との比較)

(単位：世帯、%)

	一般世帯数	単独世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	その他の親族世帯	非親族世帯	不明
全国	55,704,949	21,151,042	11,158,840	13,949,190	738,006	4,264,535	3,779,018	504,198	160,120
	100%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%	0.3%
佐賀県	311,173	94,280	60,326	79,364	4,410	27,695	41,326	2,271	1,501
	100%	30.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
神埼市	11,413	3,035	2,306	3,088	172	929	1,771	85	27
	100%	26.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：国勢調査（令和2年）

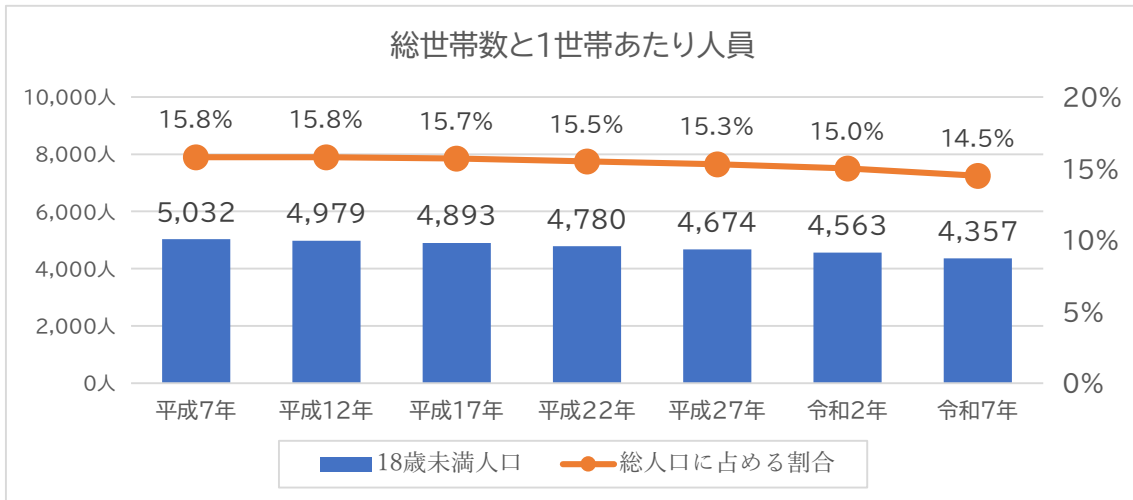


資料：国勢調査（令和2年）

2 神埼市の児童の状況

(1) 18歳未満人口

18歳未満人口は、令和元年の5,032人から、令和7年の4,357人と、減少傾向で推移しています。総人口に占める18歳未満人口の割合も年々減少傾向で推移しています。



資料：神埼市（令和元～6年3月31日現在）
神埼市（令和7年8月31日現在）

(2) 児童のいる世帯構成

神埼市の親族世帯のうち核家族世帯、三世帯世帯、その他の世帯に分類すると、6歳未満親族のいる核家族世帯の割合は、全国・佐賀県と比べて低く、三世帯世帯は高い水準にあります。

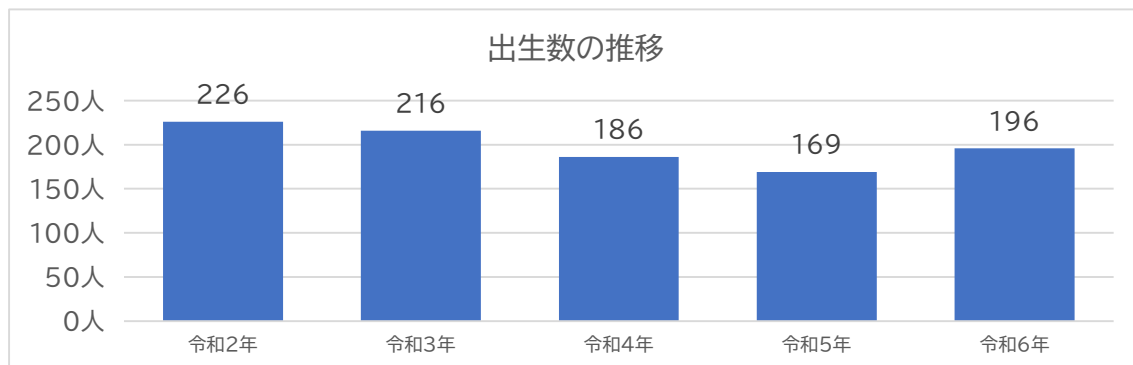
児童のいる世帯構成

	親族世帯数	18歳未満親族のいる一般世帯	6歳未満親族のいる一般世帯			
	神埼市	神埼市	神埼市		佐賀県	全国
	世帯数	世帯数	世帯数	割合	割合	割合
核家族世帯	6,495	1,857	765	75%	77%	89%
三世帯世帯	930	558	186	18%	17%	7%
上記以外の世帯	841	198	65	6%	6%	4%
合計	8,266	2,613	1,016	100%	100%	100%

資料：国勢調査（令和2年）

(3) 出生数の推移

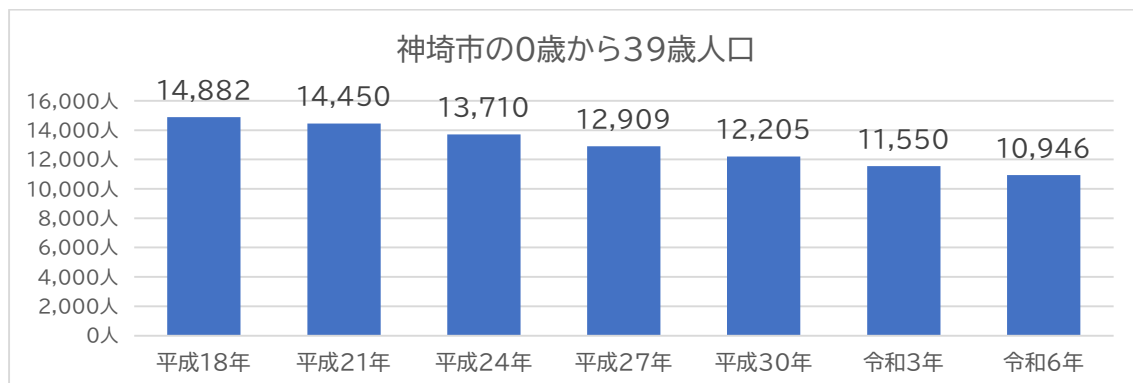
出生数の状況は、令和2年度の226人から令和6年度の196人と、年度ごとの増減はあるものの、減少しています。



資料：神崎市（各年3月31日現在）

(4) 子ども・若者の人口の推移

0歳から39歳までの子ども・若者の人口の状況は、令和18年度の14,882人から令和6年度の10,946人と、年度ごと減少しています。

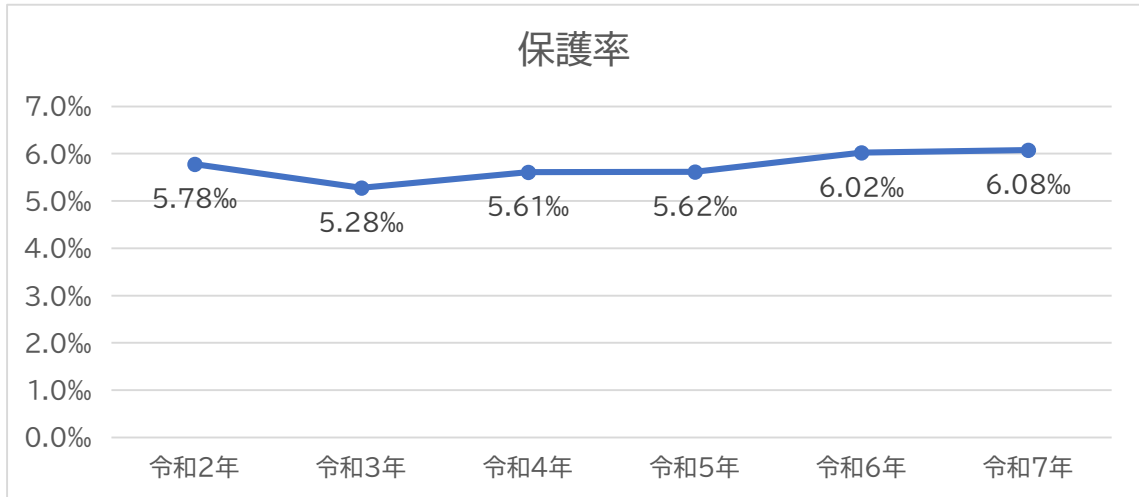


資料：神崎市（各年3月31日現在）

3 支援が必要な人の状況

(1) 生活保護率

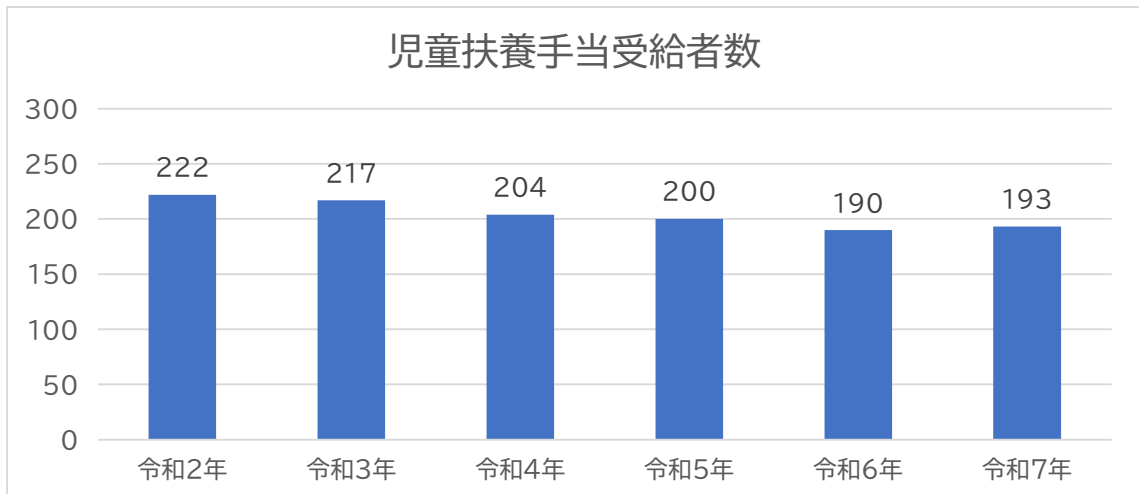
神埼市の生活保護率は、緩やかな増加傾向を示しており、令和7年では6.08%となっています。



資料：神埼市（各年3月31日現在）

(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、令和2年の222人から、令和7年の193人と、減少傾向で推移しています。



資料：神埼市（各年3月31日現在）

第3章 基本的な考え方

1 目指すべき姿及び基本方針

今、子ども・若者を取り巻く環境は著しく変化をしていますが、その中でも本市の子ども・若者は高い志を持ち、まわりの人と協力しながら未来を創っていきける力を備えています。

本計画における目指すべき姿として、市の子ども・若者が「周囲から自分は大切にされている」という実感の中で、自らの強みを磨き、主体的に行動を起こしていくことで、自分らしく活躍ができるまちを目指します。

本計画では、「こども大綱」及び「佐賀県こども計画」を踏まえ、子ども・若者が自分らしく成長し、活躍を果たすことができるよう、地域社会全体で応援することを計画の理念として設定します。

【目指すべき姿】

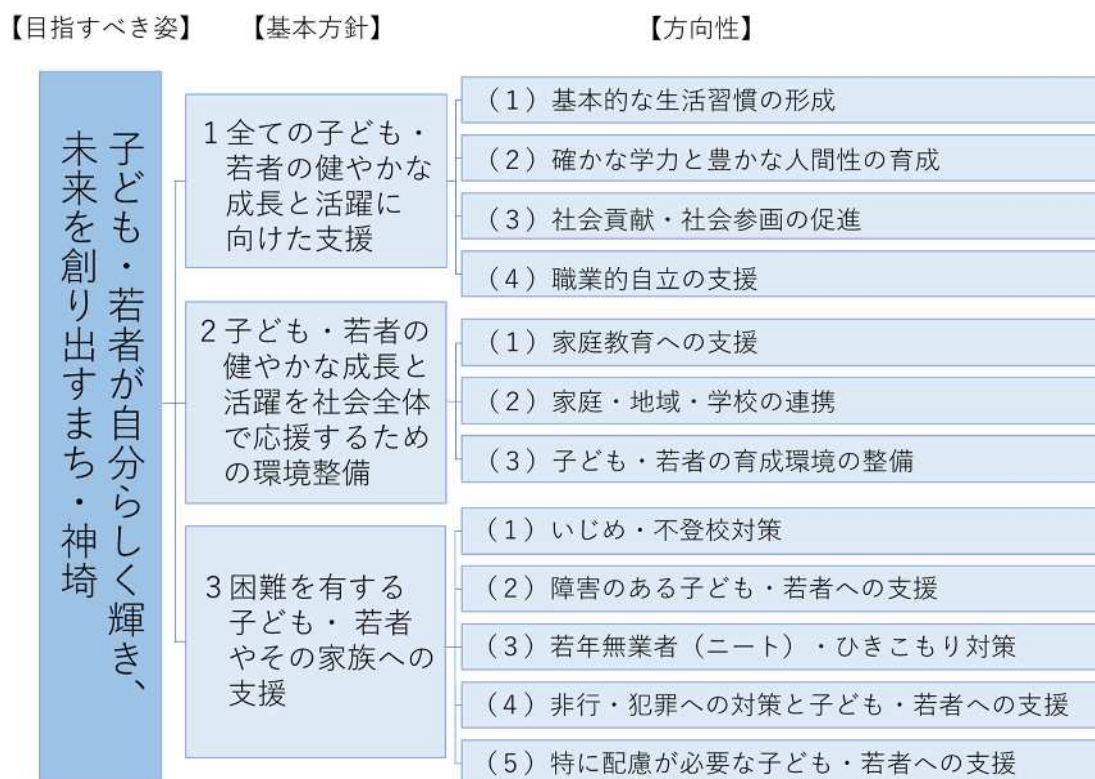
子ども・若者が自分らしく輝き、未来を創り出すまち・神埼

「こども大綱」及び「佐賀県こども計画」に沿うかたちで、3つの基本方針をかげ、施策の方向に基づく事業を展開していきます。

また、上記の目指すべき姿、計画の理念から、神崎市子ども・子育て支援事業計画等との整合を図り、子ども・若者の成長・活躍の支援に重点を置いた事業を推進していきます。

- 基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と活躍に向けた支援
- 基本方針2 子ども・若者の健やかな成長と活躍を社会全体で応援するための環境整備
- 基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

2 計画の体系



第4章 計画内容

基本方針1 全ての子ども・若者の健やかな成長と活躍に向けた支援

市の現状と課題

- ◆本市においても少子高齢化や核家族化が進んでおり、それらの影響や外的環境の変化等により、子どもたちの生活習慣の乱れが指摘されています。基本的な生活習慣は子どもの成長過程において大きな意義を持っており、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、様々な問題行動の要因ともなります。特に幼児期における習慣や教育は、人格形成の基礎を培う重要なものであるとともに、思春期以降の能力、資質などにも影響を及ぼすことが指摘されています。幼児期の段階から継続的に健全な基本的な生活習慣を身に付けさせる必要があります。
- ◆グローバル化や情報通信技術、AIの進展などによる、これからの変化の激しい社会を生きていくためには、基礎的な学力を身に付けていくことが不可欠となります。また、価値観が多様化し国際競争が激化する社会の中で、豊かな社会生活を送るためには、学力向上のみならず、青少年が様々な体験の機会を通じて、関心や興味を見つけ出すことによって幅を広げ、自己肯定感を高めて、他者と互いに尊重し合えるようにしていくことが必要です。様々な場面において、芸術・文化・科学・スポーツを通じて、青少年に魅力のある体験の機会を創り、「豊かな人間性」を育むことが重要です。本市教育委員会では、地域のPTA 連合会と市の教育充実に向けた協定を結んでおり、学力向上や健全育成に向けて、今後とも関係者と連携して一層の取り組みを図っていく必要があります。
- ◆急速に進展する少子高齢化等に伴い、地域のつながりの希薄化が懸念されており、また、価値観の多様化等により若者の社会参画意識が低下したとされている一方で、神崎市子ども・若者の生活に関するアンケート調査（中学生版）における、「社会のために役立つことをしたいか」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は全体の約9割（89.3%）あり、全国で実施された「子ども・若者の意識と生活に関する調査」の同質問に同じように回答した割合の約8割（82.9%）を上回っており、市の若者の社会参画意識は比較的高いと考えられます。「神崎市教育大綱」では「学校教育、社会教育のバランスのとれた総合的な教育に取り組むため、地域に根付いた特色のある人材育成を図ります。」と定めております。若者が社会の一員として、地域に根付き、地域を発展させていくためには、積極的に社会に参画し、よりよい社会づくりに主体的、継続的に取り組んでいく必要があります。

す。地域のコミュニティをさらに活性化させていくためにも、若者の地域参加意識を活かし、子ども・若者が気軽に地域活動に参加できるづくりが求められています。

- ◆少子高齢化により労働力の減少が見込まれる中で、若者が社会の担い手として活躍することが求められています。神崎市こども・若者の生活に関するアンケート調査では、「自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがあるか」に「よく、または少し考えたことがある」と回答した割合は全体の約7割である一方、「あまり、または全く考えたことがない」との回答した割合が全体の約1割程度あり、これらの若者の就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者を望ましい環境へ誘う必要があります。こうした現状を踏まえ、学校教育においては、望ましい勤労観・職業観を養い、職業的自立に必要な能力・態度を身に付けるよう職場体験などの学習活動を行う必要があります。また、若者に対しては、個人の資質・能力に応じた就労が行えるよう支援していく必要があります。

(1) 基本的な生活習慣の形成

方向性

- 基本的な生活習慣を幼少期から身に付けるための取組の一つとして、保育園や学校において保護者との連携により、こどもの食事、睡眠などの基本的な生活習慣の定着を推進します。
- 安全・安心な学校給食の提供を通じて、地産地消、食育の推進を図り、地域への愛着、食の大切さ、感謝の心を育み、こどもたちの健やかな成長に寄与します。
- 生涯を通じて、健康保持増進に取り組めるよう、生活習慣の改善や健康診査の受診勧奨等により健康づくりに対する意識の高揚を図ります。

取り組み内容	担当課
・保育園での保育を通じて、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。	こども家庭課
・小・中学校での学校教育を通じて、望ましい生活習慣が身に付けられるよう支援を行います。	学校教育課
・学校給食において、地場産食材の積極的活用等により、食育の推進を図ります。	学校給食共同調理場
・生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防並びに重症化予防への取組みを推進します。	健康長寿課 こども家庭課
・健康診査の受診を勧奨し、必要な市民への保健指導を充実します。	健康長寿課

(2) 確かな学力と豊かな人間性の育成

方向性

- 教員の授業力向上や ICT 整備等、教育環境の改善を図り、生きる力の基礎となる確かな学力の定着と向上を目指します。
- 子ども・若者が、将来豊かな社会生活を送ることができるよう、人権教育や道徳教育のほか、様々な体験活動等を通して、感謝の心や思いやりの気持ちといった豊かな人間性を育みます。
- スポーツ活動を通して、子ども・若者が心身ともに健やかに成長する取組を推進します。

取り組み内容	担当課
・学習指導要領を踏まえた学校教育充実の取組を行います。	学校教育課
・学校教員を対象として、神崎市を学習する教師塾を開催します。	学校教育課
・学校施設の長寿命化に向けた整備、ICT 教育環境の充実を図ります。	教育総務課
・学力向上とあわせ、人権や道徳についての教育や、生徒指導に対する学校支援を推進します。	学校教育課 教育総務課
・トップアスリートの質の高いスポーツを観る機会をつくること等を通して、スポーツ人口の拡大を図ります。	文化・スポーツ課

(3) 社会貢献・社会参画の促進

方向性

- 地域のイベント等への参加やふるさと学習の充実により、郷土に対する愛着心を深めるとともに、自主性や社会性及びボランティア精神を育み、社会参画意識の醸成を図ります。また、参加を促進する環境整備に努めます。
- 自立した大人として成長し社会性を育むため、社会の仕組みを知り、社会での活躍や地域貢献の大切さを学ぶ機会をつくります。
- 防災教育を通して、防災意識や防災行動力を高めるとともに、地域の一員であるとの自覚を促し、自助、共助、公助という地域協働の考えを育てます。
- 若者の意見を聞くことなど、市民参画、協働の機会を提供するとともに、その周知を広く図ることで、まちづくりや、地域活性化への若者の参画を促進します。

取り組み内容	担当課
・学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた教育を進めます。	学校教育課
・神埼市の歴史、自然、特産物等を学び、「子どもマイスター」の認定等を行います。	学校教育課
・地域活動や行事への参加を促すため、広報紙等を活用したPRを行い、地域活動を支援します。	庁内関係部署
・学校や地域での出張防災教室の開催により、防災意識や防災行動力を高め、地域協働の考えを育てます。	防災危機管理課
・行政の計画策定時等において、若者の意見を聞くこと、ワークショップやパブリックコメントなど市民参画・協働の機会を設定します。	庁内関係部署

(4) 職業的自立の支援

方向性

- 学校教育時から職場体験等を実施し、直接働く人と接したり、知識や技術・技能に触れたりする機会を設けることで、就業意識の醸成、勤労観、職業観の形成を図ります。
- 県内大学と連携し、雇用・就労の促進を図ります。

取り組み内容	担当課
・市内の企業と連携して、学生の職場体験等を実施します。	学校教育課
・県内大学等と連携して、市内企業など地元への就職の促進を図ります。	商工観光課

基本方針2 子ども・若者の健やかな成長と活躍を社会全体で応援するための環境整備

市の現状と課題

- 少子高齢化や核家族化等の影響により家族のあり様が変わるとともに、地域社会のつながりも弱まり、保護者が子育てに関する悩みや負担を抱えやすく、地域や家庭の教育力が低下していることが指摘されています。家庭は青少年にとってかけがえのない安らぎの場であり、社会生活を営むうえで必要な社会のルールを身に付ける大切な場であることから、今後さらなる家庭教育に関する支援の充実を図っていく必要があります。また、養育に困難を抱える家庭では、親と子がともに成長していけるように、相談窓口等の周知や問題解決へつなげることを図るなど、問題の早期発見・早期対応のための取組が必要です。

○地域社会における人間関係の希薄化は、家庭を孤立させ、学校や地域活動への参加意識を弱めるなど、地域の教育力低下の要因となります。こどもたちは、家庭教育や学校教育のほか、地域の人々との交流など、様々な体験活動を通して豊かな人間性や社会性を身に付けていくことから、家庭・地域・学校がそれぞれの役割分担を果たしつつ、相互に連携していくことが重要です。本市では、放課後子ども教室（ドリームパーク）などで、地域と学校との連携活動の推進を行っています。今後こうした取組・連携のさらなる推進を図っていく必要があります。

○スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の急速な浸透等により、ネット依存やSNSを利用したいじめ・犯罪被害のトラブルが生じています。SNSをはじめとするインターネットサービスは生活の利便性を増す一方で、子ども・若者の健全な育成を阻害する要因ともなることから、適正な利用に向けた教育や意識啓発を図っていく必要があります。こうした取組を推進していくためには、学校や警察だけでなく、社会全体が協力し、地域全体で子ども・若者の育成環境の整備を図っていく必要があります。

（１）家庭教育への支援

方向性

- 子育てや家庭教育での悩み等を相談できる体制を整備するため、こども家庭センターや子育て支援センターをはじめとして様々な支援を図ります。
- 保護者が必要に応じて適切な支援が受けられるよう、相談体制を含めた総合的な子育て支援を推進します。
- 地域社会全体で子育てや家庭教育を応援できる体制を整備するため、地域で子育て支援に携わる人材の養成を図ります。

取り組み内容	担当課
・こども家庭センターにより、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、支援を行います。	こども家庭課
・子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの運営により、子育て支援を行います。	こども家庭課
・保育園の運営、延長保育、一時保育等を実施します。	こども家庭課
・地域のPTA 联合会等、保護者と連携して家庭教育の支援を図ります。	学校教育課
・家読モデル事業により、家庭や地域公民館等での読書活動の推進を図ります。	社会教育課

(2) 家庭・地域・学校の連携

方向性

- 開かれた学校づくりを推進するとともに、地区懇談会などを通して、家庭・地域・学校の協働体制を構築します。
- 学校施設を活用して、保護者や地域の方々の参画を得ながら、放課後のこどもたちの居場所を確保するほか、学習や様々な体験活動の場を提供します。
- 家庭と地域が連携して、こどもたちの登下校時及び下校後の安全確保を図るとともに、学校と保護者の緊急連絡体制を整備するなど、家庭・地域・学校の連携を推進します。

取り組み内容	担当課
・家庭や地域、学校の協働体制を構築するため、地区懇談会などを実施します。	学校教育課
・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実を図ります。	社会教育課
・地域ボランティアとして活動される子ども見守り隊との連携を行います。	学校教育課
・学校と保護者の緊急連絡体制を整備します。	学校教育総務課

(3) 子ども・若者の育成環境の整備

方向性

- 「子ども110番」運動のほか、こどもたちを支え合うネットワークづくりを進めるなど、地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。
- 地域や学校のほか県や警察等の関係機関と連携し、インターネット等の適切な利用についての普及啓発を図るとともに、こどもたちの防犯意識や危機対応力等を高める取組を推進します。
- 公園等の整備により、子ども・若者がのびのびと外で遊ぶことができる環境づくりを推進します。

取り組み内容	担当課
・地域でこどもを見守り育てる意識啓発、環境整備のため、「子ども110番」運動を実施します。	学校教育課
・こどもたちが犯罪や非行についての知識を正しく理解し、インターネット等を適切に利用するための教育を進めます。	学校教育課
・神崎市公園施設長寿命化計画等に基づき、計画的な公園施設の修繕・整備を進めます。	建設課

基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

市の現状と課題

- いじめは、児童・生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や犯罪などを引き起こす要因ともなる深刻な問題です。そのため本市では、生徒に対する生活アンケートの実施や教育相談期間の設定、スクールカウンセラーの設置等により、生徒が相談しやすい環境を整えています。また、不登校は、児童・生徒の教育機会をなくすことになり、将来、ひきこもりの要因ともなります。いじめ・不登校問題の解決のためには、学校はもとより、地域も意識を持って未然防止や早期対応のための取組を強化していく必要があります。また、今後も教育相談体制等の充実を図り、児童・生徒が相談しやすい体制を整える必要があります。
- 障がいのある子ども・若者がその能力や可能性を最大限に発揮し社会的に自立を果たし、活躍していくためには、一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。発達段階に応じた教育環境の整備を図るとともに、障がいのある方を対象とした能力に応じた就労支援を行う必要があります。
- 若年無業者（ニート）の状態の長期化は、将来、自身の職業的自立を困難にするだけでなく、社会的損失ともなりかねません。このため、若者が意欲をもって能力を発揮しそれぞれの特性にあった職業選択ができるよう支援していく必要があります。また、ひきこもりの状態が長く続くと、自身の社会的自立が一層困難になるほか、家庭にとっても精神的・経済的な負担となりかねません。ひきこもりは、職場への不応や人間関係の不信など様々な要因によって生じることから、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行う必要があります。
- 青少年の非行問題は、凶悪な犯罪に発展したり他の犯罪に巻き込まれたりする可能性もあることから、本人やその家族だけの問題ではなく、青少年を取り巻く環境全体の問題として捉えて支援していく必要があります。また、犯罪や非行をした青少年が社会復帰を果たすことができるよう、就職先や居場所の支援のほか、地域社会の理解と協力を得るための取組が求められます。
- ひとり親家庭においては、親の精神的・肉体的負担が大きく、家事等や経済面で困難を抱えやすい状況にあることから、幅広い支援が必要です。また、生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっており、これを断ち切るための支援が求められています。このほか、子ども・若者が将来に夢や希望を見いだせず自ら命を絶ってしまう自殺を予防するための対策や、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待への対応など、個々の状況を踏まえた

対策が求められています。

(1) いじめ・不登校対策

方向性

- 保護者、地域、関係機関等と連携し、いじめ・不登校の未然防止や早期発見、早期対応の取組強化を推進します。また、教育相談体制等の充実を図り、こどもたちの健やかな育ちを支援します。
- 不登校児童・生徒に対し、学習援助のほか個別のカウンセリングを行うなど、安心して社会と関われるようにするため、学校への復帰や自立するための支援を行います。

取り組み内容	担当課
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、児童への心理的支援を行い、児童・家庭への相談に応じます。	学校教育課
・不登校児童等が通える教育支援センター「かけはし」「にじいろ」において個人に応じた学びの場を提供します。	学校教育課

(2) 障がいのある子ども・若者への支援

方向性

- 学校、幼稚園、保育所等において、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の受入体制の整備を図ります。
- 心身に障がいのある方に対し、障がいの程度や発達段階に応じた適切な就労支援等を行います。

取り組み内容	担当課
・学校、保育所等において、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の受入体制の整備を図ります。	学校教育課 こども家庭課
・訪問、日中活動、就労支援、児童発達支援等の福祉サービスの適切な給付を行うため、障がい者や障がい児、その家族からの相談体制の充実を図ります。	障がい者支援室
・佐賀地区自立支援協議会設置圏域において、関係機関と連携して地域生活支援拠点等の充実を図ります。	障がい者支援室

(3) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策

方向性

- 若年無業者（ニート）やひきこもり等で悩む本人や家族に対し、それぞれの状況に

応じた専門相談を実施し、自立に向けた支援を行います。

- 若年者向けの就労支援を行い、より多くの若年者が企業等に就職できるよう支援します。

取り組み内容	担当課
・ 神崎市生活困窮者自立支援センターの相談窓口支援員を設置し、巡回相談等、さまざまな機会支援を実施します。	福祉課
・ ハローワークと連携し、就職活動の支援を実施します。	福祉課

(4) 非行・犯罪への対策と子ども・若者への支援

方向性

- 関係機関と連携し、青少年の健全育成に関する意識啓発、青少年の非行・被害防止等を推進します。
- 犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行をした人の更生を支援します。

取り組み内容	担当課
・ 神崎市青少年育成市民会議等と連携し、青少年の健全育成に関する意識啓発、青少年の非行・被害防止等を推進します。	社会教育課
・ 保護司適任者を推薦するなど、適正な保護司数を維持できるように、保護司会と連携した人材の確保に取り組みます。	市民課
・ 「社会を明るくする運動」について、保護司会等関係団体・機関と一体となって広報・啓発活動に努めます。	市民課

(5) 特に配慮が必要な子ども・若者への支援（ひとり親・生活困窮家庭、自殺対策等）

方向性

- ひとり親家庭への生活支援等を行い、子ども・若者が健やかに成長できる家庭づくりを支援します。
- 生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援等を行います。
- 自殺のサインに気づき適切な対応を図ることできる「ゲートキーパー」養成のための研修を実施します。また、様々な悩みに対応する相談窓口の周知を図り、問題解決につなげます。
- 児童虐待の早期発見や安全確保のため、児童虐待通告への対応や子育てに関する悩み相談などを実施します。

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> • こどもの貧困対策計画に基づき、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」、「支援・制度につなぐ取組」の推進に取り組みます。 	こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> • 神崎市いのち支える自殺対策本部会議の開催、地域の関係機関・民間団体等との連携とネットワークの強化により総合的な自殺対策の推進を図ります。 	健康長寿課
<ul style="list-style-type: none"> • 研修等により自殺対策に関わる人（団体）、自殺予防に関わる人の資質の向上を図ります。 	健康長寿課
<ul style="list-style-type: none"> • 広報紙やホームページにより、自殺対策への知識の啓発・相談窓口の周知に取り組みます。 	健康長寿課
<ul style="list-style-type: none"> • ハローワークと連携を図り、生活保護受給者等、就労に困難を抱える方への就労支援に取り組みます。 	こども家庭課 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> • 児童虐待の早期発見、安全確保のため、関係機関と連携して対応に取り組みます。 	こども家庭課 学校教育課

第5章 推進体制等の整備

1 市と家庭・学校・地域等との連携推進

次代を担う子ども・若者の健やかな成長や活躍に向けた支援を推進していくためには、家庭・学校・地域等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに協力・連携して課題解決に取り組んでいくことが重要です。そのためにも、ホームページ・広報などの媒体や様々な機会を通じて、積極的に本計画の周知・啓発を進める必要があります。

本計画の展開により、子ども・若者が健やかに成長し、地域社会の一員として活躍していくことができるように、連携・協働のための仕組みづくりや自助・共助・公助のネットワーク構築を進めていきます。

2 関係機関等との連携強化

本計画に基づく取組は、保健・福祉・雇用・教育等多岐にわたっており、変化の大きい子ども・若者を取り巻く諸状況に対応するためには、それぞれの専門性が必要となります。一層の効果的な施策を展開していくため、国・県及び「神崎市子ども・子育て会議」の構成員を含め、その他関係機関等との連携を強化していきます。

特に、本計画の「基本方針3 困難を有する子ども・若者やその家族への支援」における施策の推進においては、問題に応じた相談機能の充実が重要です。多岐にわたる相談内容に対応するため、市役所内の相談組織の連携を強化するとともに、他関係機関の相談機関とも連携し、ネットワークを充実させていきます。

また、子ども・若者をめぐる育成環境の整備や問題の解決には、行政機関だけでなく、その知識やノウハウを持った民間団体等との連携・協働も進めていきます。

3 推進体制・計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、市民や関係団体等で構成される「神崎市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況を把握、点検していくとともに、子ども・若者の意向の反映に努め、社会状況に応じた切れ目のない施策の推進を図っていきます。

新たな課題や環境の変化、国等の動向に対応し、計画期間中においても、必要に応じて新たな対策を講じていきます。

資料編

1 こども・若者の生活に関するアンケート調査

(1) 調査概要

①調査の目的

次代を担う子ども・若者の健やかな成長や活躍に向けた支援を推進していくために、市内の子ども・若者が日頃どのような生活を営み、どのような意識を持っているかを把握するため、今後の子ども・若者支援施策を進める上での参考資料として、調査を実施しました。

②調査の対象等

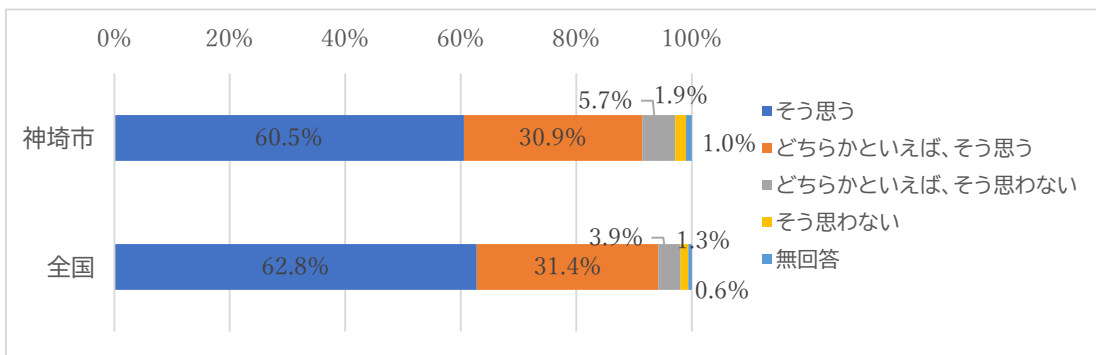
本調査においては、対象者別に2種類のアンケート調査を実施しました。

区分	中学生用	15歳～39歳用
1.調査対象者と抽出方法	市内中学校に通う生徒を対象に、774人を対象	神崎市在住の対象年齢の男女を対象に、726人を抽出(年代、性別、地域の人口に応じた割合による)
2. 調査方法	中学校で配布・回収	抽出した対象者に郵送し、返信用封筒にて回収、またはウェブ回答
3. 調査期間	令和7年11～12月	
4. 回収状況	配布数 774 回収数 631 回収率 85.8%	発送数 726 回収数 187 回収率 25.8%
	配布・発送総数 1,500 回収総数 818 回収率 54.5%	
5. 結果の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・百分比はn(回収数)を100%として算出し、本文及び図表中では原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。 ・このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。 ・図表によっては「無回答」の表示を省略する場合があります。 ・本文やグラフ等上の選択肢標記は、場合によっては語句を簡略化しております。 	

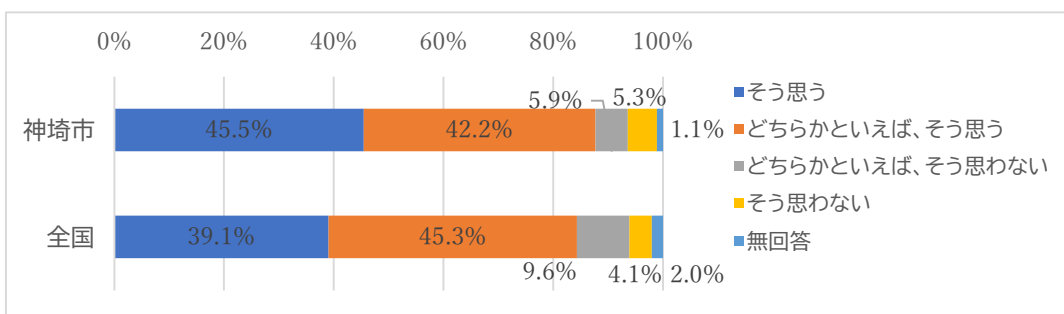
(2) 主な調査結果

本調査の集計結果について主なものを掲載します。また、令和5年3月に内閣府にて公表された「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」において同趣旨の設問があれば、全国としての数値として掲載し、本調査との比較ができるようにしています。

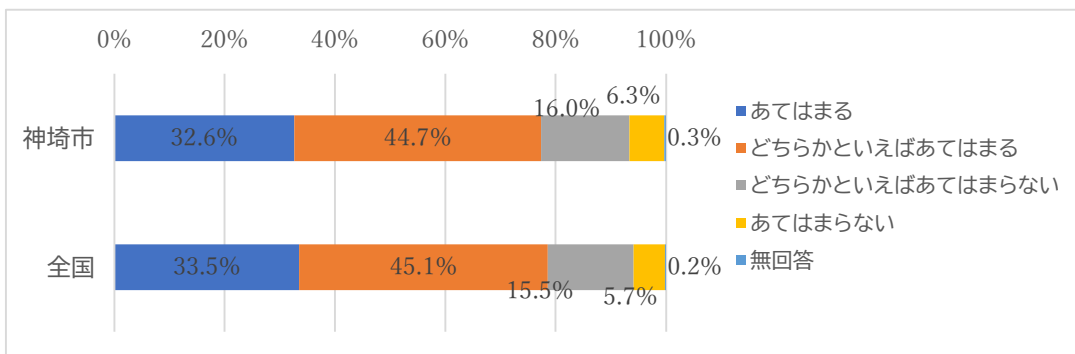
①-1 今、自分は幸せと思うか【中学生】（n=631）



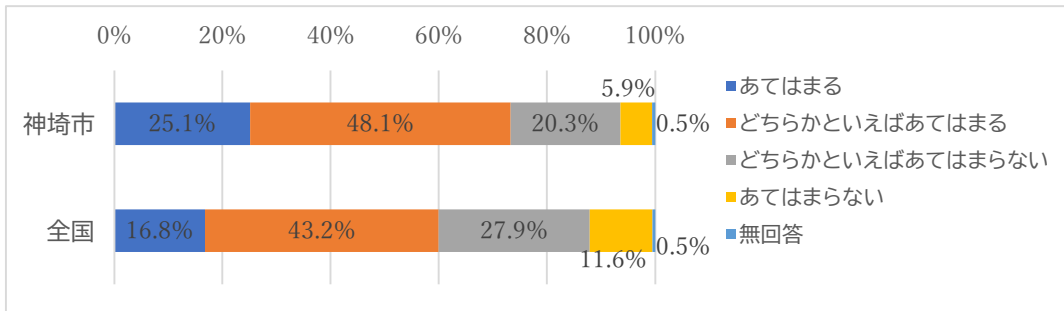
①-2 今、自分は幸せと思うか【15～39歳】（n=187）



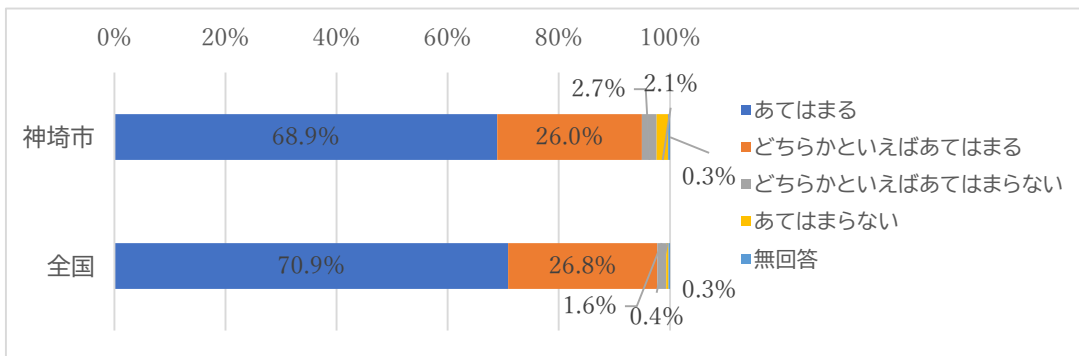
②-1 今の自分が好きだ【中学生】（n=631）



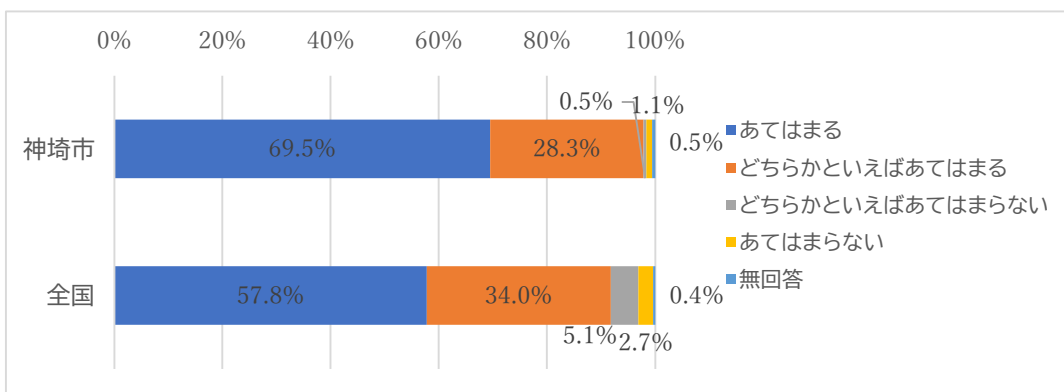
①-2 今の自分が好きだ【15～39歳】(n=187)



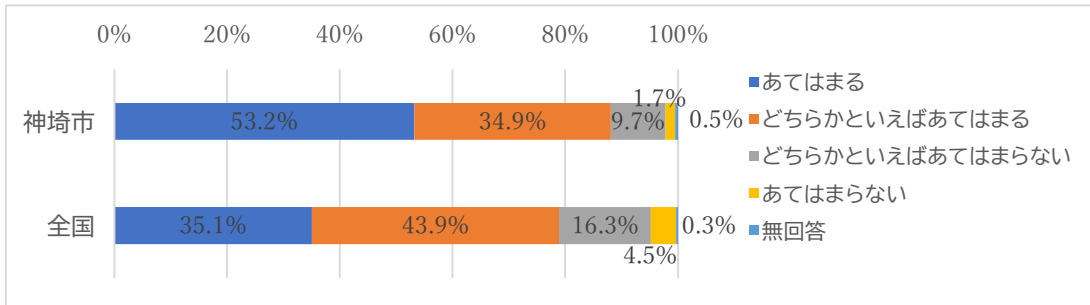
③-1 親（保護者）から愛されていると思う【中学生】(n=631)



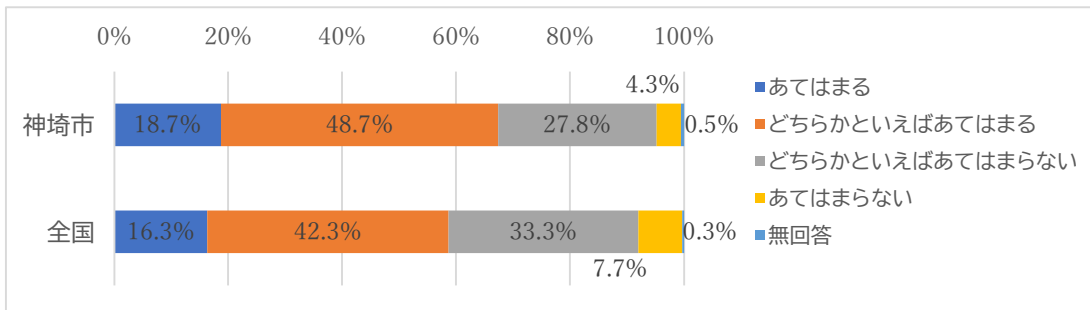
③-2 親（保護者）から愛されていると思う【15～39歳】(n=187)



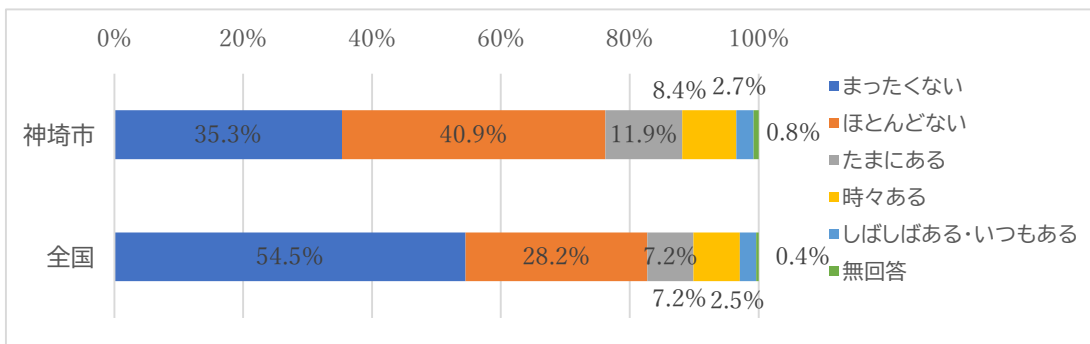
④-1 うまくいくかわからないことにも頑張っ取り組む【中学生】(n=631)



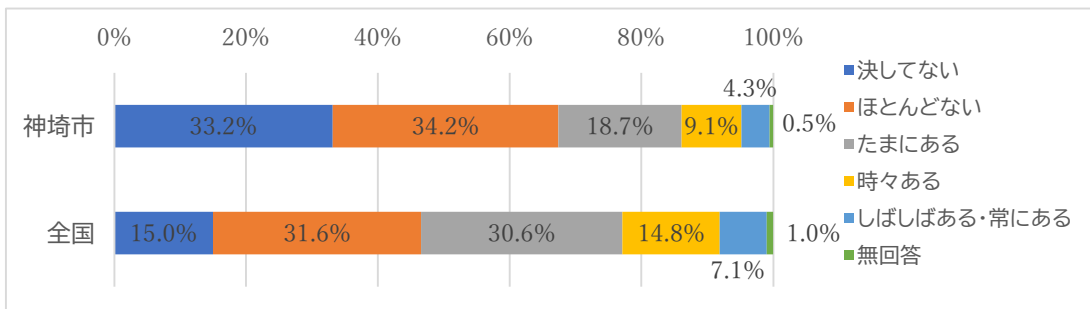
④-2 うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む【15歳~39歳】(n=187)



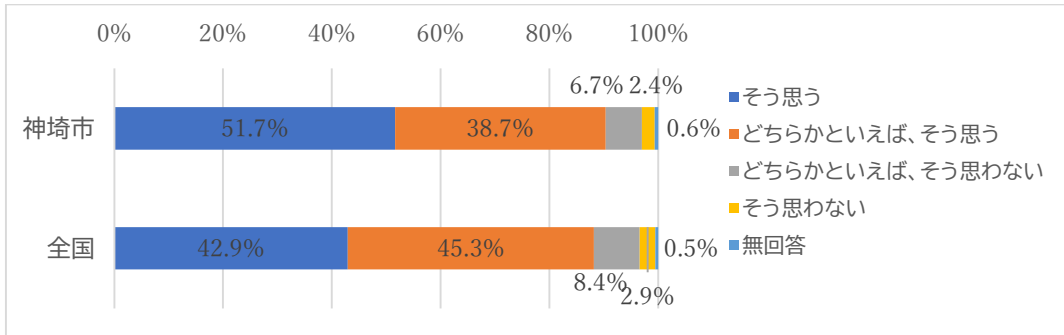
⑤-1 孤独（ひとりぼっちだ）と感じるか【中学生】(n=631)



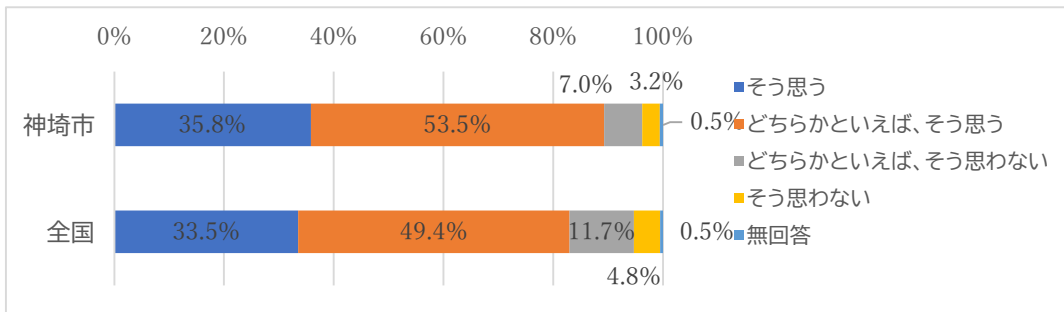
⑤-2 孤独であると感じるか【15歳~39歳】(n=187)



⑤-1 世の中のために役立つことがしたい【中学生】(n=631)



⑤-1 社会のために役立つことがしたい【15歳～39歳】(n=187)



2 神崎市子ども・子育て会議条例

神崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、神崎市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次の事項について調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員

(5) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

3 特別な事項を調査審議する必要があるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

- 4 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども・福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の神崎市行政改革推進委員会設置条例等の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3 神崎市子ども・子育て会議委員

児童福祉 その他子ども に関する事業 に従事する者	保育園代表	片江 智晃
	認定こども園代表	王丸 朋子
	小学校代表	吉家 恵美
	母子保健推進協議会	田中 和子
学識経験者	有識者	田中 麻里
子どもの 保護者	保育園保護者代表	杉崎 俊
	小・中学校保護者 代表	廣瀧 直義
関係行政 機関の職員	佐賀県保健師	吉富 紋子
	放課後児童クラブ	中島 真由美
	子育て支援センター	金平 雅子
民生委員代表	民生委員児童委員	増田 和之
	主任児童委員	馬郡 登母子
臨時委員		松尾 俊輔

神崎市子ども・若者計画

令和8年3月

発行：神崎市 子ども家庭課

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

TEL:0952-52-1111 (代表) FAX:0952-52-1120

<https://www.city.kanzaki.saga.jp>